



# 平成26年4月から、福井県総合福祉相談所 に新しい組織が加わります！



平成26年3月まで・・・

## ・身体障害者相談

身体障害のある方に関する相談、補装具（義肢、車椅子など）や自立支援医療（心臓ペースメーカー植え込み術、人工透析等）の適否の判定など

## ・知的障害者相談

知的障害のある方に関する相談、療育手帳の判定（18歳以上）・交付など

## ・児童相談

子ども（18歳未満）に関する子育て・虐待・障害・非行等の相談、子どもの一時保護、里親への養育委託、療育手帳の判定・交付、障害児の施設入所支援など

## ・女性相談

女性に関する家庭不和・男女問題・DV等の相談、女性の一時保護、婦人保護施設への入所措置など



## 平成26年4月から、福井県総合福祉相談所に 次の組織が加わります。

## ・こころの相談

家族・仕事・学校・心身の不調・ストレス・依存症などに関する相談、精神科救急電話相談、精神医療審査会（精神病院に入院する精神障害者への入院の適否の審査）の開催、自立支援医療（精神通院医療）・精神障害者保健福祉手帳判定会の開催、普及啓発など

## ・ひきこもり地域支援センター

ひきこもりに関する相談、関係機関との連絡協議会の開催、普及啓発など

※福井市の織協ビル内にあった福井県精神保健福祉センターは廃止となります。

## \*福井県総合福祉相談所\*

〒910-0026 福井県福井市光陽2丁目3-36

電話 0776-24-7311 (代)  
0776-24-5135 障害者相談(身体・知的)  
0776-24-6261 女性相談  
0776-24-5138 児童相談  
0776-24-3654 子ども虐待防止相談(24時間対応)  
**0776-26-4400 ところの相談**

FAX 0776-24-8834 (代)  
0776-24-5139 児童相談直通

E-mail fukusiso@pref.fukui.lg.jp

### 福井県発達障害児者支援センター スクラム福井(福井事務所)も 福井県総合福祉相談所内に移転します。

発達障害(自閉症スペクトラム障害・注意欠陥/多動性障害・学習障害等)に関する相談支援、療育支援、就労支援、普及啓発などを行っている福井県発達障害児者支援センタースクラム福井の福井事務所も、平成26年4月から、福井県総合福祉相談所内に移転します。

※福井市の織協ビル内にあるスクラム福井の福井事務所は廃止となります。

(電話)0776-22-0370 (FAX)0776-22-0371



#### 交通のご案内

- ・京福バス市内線④番のりば 学園行き「県社会福祉センター前」下車
- ・コミュニティバス「すまいる」照手・足羽方面「光陽2丁目」下車
- ・JR福井駅から車で10分(約3Km)

